

令和4年度

# 富山県

# 副業・兼業人材活用促進事業費補助金

## のご案内

富山県では、富山県プロフェッショナル人材戦略本部を拠点に、県内金融機関や登録人材ビジネス事業者と連携し、求人掘り起こしからマッチングまで一貫した支援を実施するほか、プロフェッショナル人材、副業・兼業人材の活用や副業・兼業制度導入に関する企業向けセミナー、首都圏でのPR活動等を実施しています。

この度、県内中小企業等が副業・兼業人材の確保を目的に、富山県人材活躍推進センターに設置した富山県プロフェッショナル人材戦略本部への相談を通じて、副業・兼業人材と業務提携する際、登録人材ビジネス事業者へ支払う経費の一部を助成する制度を新設しました。

### 対象

補助事業者：富山県内に事業所を有する中小企業、同規模の医療法人、社会福祉法人または個人事業主等

補助対象経費	補助率	補助限度額
補助事業者が副業・兼業人材との業務委託契約等締結の際、登録人材ビジネス会社へ支払う経費	補助対象経費の2分の1以内	22,000円/月

※補助限度額は、副業・兼業人材1人に対し、月毎の上限額とする。(最大4ヶ月間) ※補助事業者につき、副業・兼業人材3名限りとする。※予算がなくなり次第終了

### 申請手続き

補助事業者 → 富山県プロフェッショナル人材戦略本部 へ相談

富山県プロフェッショナル人材戦略本部 → 登録人材ビジネス事業者へ情報提供 → 補助事業者 副業・兼業人材決定

補助事業者 → 富山県庁 労働政策課へ交付申請書提出(業務提携開始7日前までに提出してください)

富山県庁 → 補助事業者 交付決定

補助事業者 副業・兼業人材と業務提携開始

協業終了 補助事業者 → 富山県庁 実績報告書提出

補助事業完了した日から起算して14日以内または補助金の交付に係る年度の3月10日のいずれか早い日までに

富山県庁 検査実施 富山県庁 → 補助事業者 額の確定通知、補助金支払い

ぜひ、この機会に外部の専門人材の力を借り、自社の経営課題解決に取り組みませんか？

問い合わせ

富山県商工労働部労働政策課雇用推進班  
TEL/076-444-8897 FAX/076-444-4405  
Eメール/arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁東別館2階

補助金申請手続きは  
富山県庁HPへ

